

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により伊佐市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和2年12月1日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び姶良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和2年12月1日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー大口店

伊佐市大口里字桃木ケ丸801番1

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出

令和2年6月30日

3 意見の概要

大規模小売店舗「タイヨー大口店」の施設配置および「荷さばきを行うことができる時間帯」の変更に伴う騒音の発生や近隣への光害、道路交通への影響等により周辺地域の生活環境へ悪影響を及ぼすことがないよう十分な対策を講ずること。また、来店者及び周辺地域の交通安全には万全を期するとともに、生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

なお、付近住民からの苦情等の申し立てがあった場合は、誠意を持って対処すること。